

## 第三者評価結果公表基準（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

一般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業
------------------------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK2021281
18-008
19-010

### ③施設名等

名称：	藤崎台童園
施設長氏名：	北村直登
定員：	48名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	熊本市中央区古京町3-5
T E L：	096-352-5063
U R L：	<a href="https://fujisakidaidoen.com/">https://fujisakidaidoen.com/</a>
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1949/3/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人藤崎台童園
職員数 常勤職員：	47名
職員数 非常勤職員：	3名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（イ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	17名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	公認心理師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	2名
施設設備の概要（ア）居室数：	小規模グループケアホーム6、地域小規模児童養護施設2
施設設備の概要（イ）設備等：	幼児保育室、厨房棟（事務室あり）、事務室、連絡会室、医務室
施設設備の概要（ウ）：	会議室、心理室、面接室、プレイルーム、図書室
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

<p><b>【施設の基本理念】</b></p> <p>①子どもたちの最善の利益を基本として養護を行います。</p> <p>②子どもたちの権利を守り、生きる力（自尊感情）を育みます。</p> <p>③子どもたちのよき伴走者としてともに歩み、ともに成長します。</p> <p>④子どもたちに望ましい家庭像をさし示し、虐待の連鎖を防ぎます。</p> <p>⑤施設も社会の一員としてすべての子どもの子育て、子育てを支えます。</p> <p><b>【児童処遇の基本方針】</b></p> <p>社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える子ども家庭への支援を行います。</p>
--

### ⑤施設の特徴的な取組

<p>中・長期計画の中の施設整備計画において、社会的養護に関する我が国の方向性を踏まえ、ホームの分散化並びに小規模化の推進、将来の施設の高機能化と多機能化を見据えた施設整備の必要性が強く訴えられています。このような考え方を前提としながら、現状維持に満足することなく、施設を挙げて福祉サービスの向上に取組まれています。訪問調査の際に「私たちは最後の砦です」という施設職員の言葉を聞くことができました。たとえ他の施設が見捨てても、ここでは最後まで責任をもって子どもを見守るという矜持と覚悟が凝縮されたひと言です。代々の管理者によって語り続けられてきたという、この言葉のもつ重みにハッとさせられました。混迷の時代を生き残るため、可能な限りの情報の開示主義を継続しながら、福祉サービスの向上のみならず、財務並びに労務の強化にも余念がありません。</p>
--

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/12/19
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/3/30
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度

## ⑦総評

<p><b>【特に評価の高い点】</b></p> <p>○第三者評価の受審機会を最大限に有効活用しています。 令和元年度（前回）の第三者評価結果を用いて、令和2年度には職員が10グループに分かれてb評価項目について話し合い、グループ単位での改善策が導かれています。翌令和3年度には自己評価を実施し、a評価項目以外の項目について再度話し合って改善策が発表されています。このように第三者評価結果を有効活用しつつ、施設を挙げて養育・支援の質の向上のために努力されています。</p> <p>○前回の第三者評価結果について、改善すべき点を徹底的に改善しています。 PDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上の観点からは、自立支援計画書作成についてのC（評価）とA（改善）が十分ではないという評価がなされていました。これについて職員が討議を重ねながら、施設オリジナルの標準的方法を確立し、実践に取り組まれています。当該マニュアルには、アセスメント→家族の意見→計画策定→実行→評価→見直し→改善というサイクルが明記され、それぞれの具体的内容や実施時期などが詳述され、職員間での情報共有も図られています。「転んでもただでは起きない」という言葉を連想させられるような、施設としての粘り強い取組が高く評価されます。</p> <p>○権利擁護の観点から、子どもの意見表明権が保障されています。 子どもが自らの意見を表明できるように、月1回のホーム会・子ども会議が開催されるだけでなく、各ホームにおける子どもの意見や要望が反映されたホームごとの事業計画書が策定され、年間行事予定とともに予算計上額が明記されています。それぞれの支出予算額は合算され、施設の予算書の支出額として計上されています。子どもの個性や意思を尊重する、子どもが自分自身で考える力を養うといった施設の姿勢が高く評価されます。</p> <p>○感染症の予防や発生時の安全確保のための体制整備に積極的に取り組まれています。 新型コロナウイルス感染症については随時、感染予防の情報を発信・掲示され、職員は「新型コロナウイルス対策マニュアル」「コロナ対策体温確認表」「消毒チェック表」に基づき感染防止に向け実施されています。次年度に向け熊本県養護協会看護師連絡会と協同され感染対策マニュアル作成へ取り組まれています。養護施設での実践を振り返り情報共有がなされ子どもの安全確保について体制整備に取り組まれていることは高く評価されます。</p> <p>○子どもの発達状況に応じて生き立ちを振り返る取組が丁寧に行われています。 自分の生き立ち・家族の状況について丁寧に振り返る体制が整えられています。子どもの思いや、伝えるタイミングに配慮され、思い込みを塗り替えていくための情報を伝えていく等、思考や認知に焦点を当てた専門的な取組は高く評価されます。</p> <p>○職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切に子どもの自己肯定感を育んでいます。 日常生活において、子ども達の主体性や自発性を大切にされ子ども達で話し合いが行われ職員は見守る姿勢を大切にされています。子ども達が自分でしたいという気持ちを大切に失敗により学ぶ機会が失われないように日頃から職員間で情報共有がなされています。職員や周囲が子どものありのままの姿を認めていること、尊重されていることを常に伝え自己肯定感が育まれる取組は高く評価されます。</p> <p><b>【改善が求められる点】</b></p> <p>○決算書（資金収支計算書）において、支出科目の一部につき予算額を上回った支出がなされています。 本来であれば補正予算を組むといった作業が必要とされる場所、そのような適正な会計処理がなされなかったために、結果として「予算計上額＜実際の支出額」となっている科目が決算書に残されたままとなっています。業務委託先の税理士事務所との連携を深め、このようなケアレスミスの再発防止に努められることが望まれます。</p> <p>○標準的な実施方法や各種マニュアルの見直しの記載が不十分です。 子どもが必要とする療育・支援内容の変化や知識・技術を踏まえて定期的に見直しが行われていますが、見直し、施行日の確認ができませんでした。標準的な実施方法を定期的に見直すことは療育・支援の質の向上や職員の共通意識を育むためにも見直しの仕組を定められることが望まれます。</p>
---

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

<p>2日間にわたり丁寧にヒアリングいただき、大変感謝しております。児童養護施設として、設立当初から受け継いでいる私たちの思いも評価いただき、大変うれしく思いました。</p> <p>常に地域社会から必要とされる施設であり続けるためには、決して現状に満足することなく、このような評価を通し改善を図りながら、時代のニーズに合った施設形態へ柔軟に変化していく必要があります。私たちもヒアリングを通して、改めて気づかされる部分なども多く、自分たちの自己覚知にもつながったように感じます。</p> <p>今回、ご指摘を受けたところは、改善を図りながら、現状に満足することなく社会から求められる福祉施設であり続けるよう努めて参りたいと思います。</p>
--

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設の基本理念並びに基本方針については、単年度の事業計画や中・長期計画、利用者に配布される「入所のしおり」、全職員に配布される「職員業務必携」などを通じての周知徹底が図られています。さらに、誰でも閲覧することが可能なホームページにおいても広く公開されています。とりわけ、職員入職時には管理職による説明が必ず実施され、周知もれがないように細心の注意が払われています。基本理念や基本方針の周知について、継続的な取組が行われていることが認められます。</p>		

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>前年度の資金収支計算書を用いつつ、事務室において年間収支額についての詳細な説明書が作成され、職員会議において解説されています。「経常的な活動に係る収支」「施設整備に係る収支」「その他の収支」「収支差額合計並びに年度末における資金残高」のそれぞれについて、順を追って概要が説明されていますので、とても理解しやすい内容となっています。ホームページ上には、2事業年度の比較が可能な「財務分析結果」が公開され、様々な視点からの経営指標の比較や分析が可能です。また、事業報告書には、月別の児童数の状況や卒園生の進路、ショートステイ並びにトワイライトステイの実績数などが記載され、施設の経営環境の把握と分析が十分になされています。</p>		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】</p> <p>経営課題として、福祉人材の確保、施設の小規模化に伴う職員の質の担保並びに孤立化防止、施設の高機能化・多機能化・地域支援への取組といった重要項目が列挙され、理事会や職員会議などでも説明されています。とりわけ、長期的施設運営の観点から必須となる人材確保については、就職希望の学生に対する施設見学会の開催、広報委員会が中心となってSNSを活用した求人活動などに積極的に取組まれています。職員自己評価結果によると、経営課題についての理解が十分でない職員も散見されますので、引き続き職員に対する周知や理解を促す取組が粘り強く継続されることに期待します。</p>		

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>中・長期計画として、施設整備計画、組織整備計画、人材育成計画が3本柱として列挙されています。とりわけ人材育成については多くの紙面が割かれ、施設にとっての重点項目であることが容易にわかります。階層別職員研修についての計画、福祉人材の確保と定着に向けた取組、人事・給与及び労務管理への取組といった各項目に関する詳細な計画が策定されています。中でも、キャリアパス制度並びに人事評価による能力主義的評価の人事・給与体系への導入が提案されていることが評価されます。「若者にとって魅力ある職場」を実現するために、様々な工夫が取り入れられています。</p>		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>【コメント】</p>		

単年度の事業計画には、子どもの権利擁護への取組、個別化と家庭の養護を推進するための取組、児童の発達の保障と自立支援への取組といった、主として養育・支援に関する具体的項目が掲げられ、詳細な計画が策定されており、施設としての重点目標が明確化されていることが高く評価されます。職員にとっては実践しやすい内容となっている一方で、上述の中・長期計画における3本柱の内容が、単年度の事業計画の中に具体的に反映されているとは言い難い状況です。今後は、収支計画も視野に入れつつ、中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定に取組まれることにより、双方の有機的な連携が実現されることが望まれます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 法人理事会、運営会議、ホームリーダー会議、職員会議のほか、新設された専門職連絡会議といった各種会議が有機的に連携し、事業計画の策定・評価・見直しが実施されています。評価・見直しについては、事業報告の中で「事業の実施状況」としてまとめられ、全職員に周知され、理解が促されています。施設運営上、欠かすことのできない「地域分散化の推進」については、前年度の事業報告を引き継ぐ形で次年度の事業計画にも明文化され、3ヶ所目の地域小規模児童養護施設は令和5年4月に開設予定であることが明らかにされています。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】 事業計画はホームページ上で広く公開され、誰でも閲覧可能な状況に置かれています。また、施設の事業計画に基づいたホーム単位での事業計画の策定にも取組まれ、明文化されています。月に1回開催されるホーム会「子ども会議」の場を活用して、予算計上額は二の次で「子どもたちが何をしたいか」を重視しながら、子どもたち自身が主体的に計画策定に参加していることが高く評価されます。これらの計画書は、来園できる保護者に対しては配布の上で説明が加えられ、来園できない保護者に対しては郵送の上、電話での説明がなされています。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 前回の第三者評価結果における改善点とされた、児童自立支援計画書に係るPDCAサイクルの確立に施設を挙げて取組み、改善がなされていることが確認されました。事前のアセスメントと家族からの意見聴取がなされた後、PDCAのそれぞれの段階において必ず子ども自身が関与することになっており、子ども並びに職員のすべきことがC（見直し）とA（改善）に反映されています。結果として、施設オリジナルの児童自立支援計画についてのマニュアル整備並びにこれに基づく実践がなされ、養育・支援の質の向上に十分に寄与していることが認められます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 まず、令和元年度の第三者評価結果に基づき令和2年度にグループ討議が実施され、a評価に該当しない課題となる項目についての改善策が協議されています。次に令和3年度には、職員による自己評価結果に基づいて、改善が必要な項目についてのグループ討議が実施され、改善策が講じられています。このような施設独自の手法が確立され、実践を通じた職員間での課題の共有化が図られていることは高く評価されます。グループ討議の項目は多岐に亘り、児童自立支援計画やアセスメントの書式としてWordとExcelが混在していることについて、双方のメリットとデメリットを列挙した上で書式の統一を実現するといった実践的内容も見られました。このような実効性のある取組が今後とも継続されることに期待します。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 全職員が参加する毎年度4月に開催される職員会議において、園長が自らの役割と責任についての考え方を「施設長方針」を用いて説明し、全職員への周知が図られています。また、年2回発行される施設の広報誌「童園だより」の冒頭に園長の挨拶が述べられ、コロナ禍における施設運営についての説明、子どもの措置動向の概要説明、施設整備計画などが明らかにされています。ここでも、子どもたちの個別ケアの充実や地域社会における施設の専門性の発揮についての言及が確認されました。なお、職務分担表には副園長の職務として「園長の補佐」が挙げられていますが、運営規程と同様に園長不在時の権限委任に言及されると理想的です。		

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>児童福祉法や労働基準法の改正といった、施設運営上理解しておかなければならない情報の収集に努められ、最新情報が速やかに全職員に対して周知されています。とりわけ、子どもの権利擁護について重点が置かれ、被措置児童虐待防止（体罰の禁止）に関しては、当該事象が発生したときの対応方法や体罰を伴わない援助方法などを解説した冊子を用いて繰り返し注意喚起が促され、発生防止に取組まれています。一方、「働き方改革」をさらに推進する観点から「年次有給休暇の計画的付与に関する管理簿」が作成され、職員にとって働きやすい環境整備に継続して取組まれています。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>【コメント】</p> <p>養育・支援の質の向上の観点から様々な事業に積極的に取組まれています。子どもの権利擁護の観点からの投書箱の設置や法律教室の開催、個別化と家庭的支援を推進する観点からの個別対応職員による個別指導の実施や各ホームの小規模化・ユニット化、3ヶ所目の地域小規模児童養護施設の開設、子どもの発達の保障と自立支援の観点からの特別指導員による特別指導の実施や学習指導及び食育指導の実施などについて、その結果が事業報告書にまとめられています。一方、職員自己評価結果の中では、施設での職員と子どもたちの関りを園長にもっと見て欲しいという声も聞かれました。このような声にも耳を傾けつつ、指導力が発揮されることも大切であると考えられます。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>【コメント】</p> <p>業務の実効性の向上並びに組織活性化の観点から専門職連絡会議が設置され、月1回開催されています。専門職間の連絡調整にとどまらず、管理職の意見や指示に従うだけではなく、各専門職が日頃感じている運営上の課題を提起したり、率直な意見を述べたりする機会を設けることが意図されています。基幹的職員のみによる意思決定ではなく、より多くの職員参画のもとでの施設運営の実現に向けた取組姿勢が評価されます。一方、職員自己評価結果の中では、各ホームでの活動への積極的な関りを園長に望む声も聞かれます。各職員から、積極的姿勢を認められるような園長の活動参加にも期待が寄せられます。</p>		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設経営上の最優先課題として、福祉人材の確保が掲げられています。とりわけ新卒学生の雇用に重点が置かれ、社会的養護に特化した総合情報サイトであるチャボナビの利用のほか、SNSの活用、施設見学会の不定期な実施といった人材確保策が講じられています。また、職員定着に向けては、入職前研修の実施、各新任職員へのジョブサポーター（中堅職員）の配置、幹部職員による個別面談の実施などの取組が導入され、一定の成果が得られています。これらの取組は、施設の地域分散化がさらに加速することに伴う職員の孤立化防止も視野に入れられています。3名の家庭支援専門相談員、2名の里親支援専門相談員のほか、職業指導員などの各種加算職員は不足なく配置されています。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>中・長期計画の中に、6項目に亘る「組織が求める職員像」が明記されています。職員間での実践スキルや知識の伝授にも言及されているところに大きな特徴があります。人事管理は給与制度・人事評価制度・教育研修制度を三位一体として行われることが基本方針として掲げられ、職員にも周知されています。職員数の増加や働き方改革を主たる理由として給与体系の見直しや年功序列的な職能給制度の見直しに着手されるほか、人事評価実施規程案が既に作成され、人事評価制度導入に向けた取組に着手されています。今後、職員の理解を得ながら、新しい給与制度が施行されることに期待します。なお、令和4年度よりフリーの職員が配置され、ショートステイや一時保護などで人手が足りていないホームの手伝いに入ることができるようになりました。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p>		

中・長期計画の中に労務管理に係る基本方針が明文化されています。ワークライフバランスの実現に向けて家庭と仕事の両立支援を心掛けること及び結婚や出産等による中途退職の防止、タイムカードによる労働時間管理の徹底、衛生委員会を設置した上で労働者の安全衛生に関する対策を講じることが掲げられています。これに関連づけて職員のヘルスケア対策に重点が置かれ、ストレスチェックを踏まえた産業医との面接機会が設けられ、結果分析後の具体的アドバイスを職員が受けることも可能となっています。産業医活動報告書も整備されていました。また、コロナ禍を考慮して、コロナワクチン接種休暇という特別休暇の取得が可能となっています。一方、職員自己評価結果の中で、職員が事故や病気などによって勤務できない場合に柔軟に対応できるよう、毎日の連絡会での連絡調整機能が整備されることが望ましいという意見が聞かれました。このような職員の声を生かしつつ、より働きやすい職場環境の整備に取り組まれることも有効であると考えられます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
---	----------------------------	---

【コメント】

副園長と統括主任保育士が職員との個人面談に臨み、1人当たり30分以上の時間が用いられて、職場における人現関係の悩みやホームの子どもたちの状況などについての聞き取りが行われています。必要に応じて、2回目の個人面談の機会を設けることも可能となっています。また、職員育成プログラムが導入され、個別の前期目標設定（～10月）と後期目標設定（～4月）とともに年間達成目標が掲げられ、これらに基づいた育成面接も実施されています。職員自己評価結果の中に、職員育成の制度が整っている、以前よりも職員育成に力が入れられているといった好意的なコメントが複数見られました。職員のさらなるモチベーションアップの可能性が認められます。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
---	--	---

【コメント】

全国児童養護施設協議会の「人材育成のための指針」に即した人材育成方針が明示された上で、基本的な育成計画が策定されています。園長、基幹的職員、中堅職員、新任職員、入職前職員といった階層別に体系化された職員研修の実施、OJT、off-JT、SDS（自己啓発支援制度）を組み合わせた実践的研修計画の策定が2本柱とされ、職員にも周知されています。さらにキャリアパス要件のクリア状況を参考として、達成できていない項目に関する重点研修が開催されています。教育・研修への一連の取組について、事業報告に反映されていないことが残念です。事業報告としての明文化については、検討の余地があると考えられます。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

施設の福祉サービスの質の向上を図る観点から、特に重要性の高い項目のひとつとして「スーパービジョン体制の確立」が挙げられ、これに関する研修会も実施されています。職務分担表には、副園長並びに総括主任保育士などの基幹的職員の職務として「他のケアワーカーに対する助言・指導」が明記されていますが、スーパーバイザーという表現は用いられていません。施設としての位置づけが明確化されると、職員にとってもわかりやすい体系になると考えられます。研修委員会が中心となって、人材育成に向けた基本計画に基づいた園内研修並びに外部研修の計画が策定・実施され、研修実施報告（復命書あり）もなされています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
---	---	---

【コメント】

施設の「実習生受け入れマニュアル」が整備され、その冒頭において、実習生受け入れ基本姿勢が明文化されています。基本姿勢の中に「福祉の発展に寄与する」という広い視野が確認されました。実習オリエンテーション、職員向けの実習生対応と実習時間についての考え方、実習プログラムなどが包括された実践的マニュアルとなっています。また、社会福祉士指導者研修受講の実績も残されています。事業報告の中には、次代を担う福祉人材の育成並びに関われた施設運営の観点から、実習生を積極的に受け入れるという施設の考えが明確化されています。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
------------------------------	-------------

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

情報公開への積極的取組が継続されていることが高く評価されます。ホームページ上には「情報公開」のページが設けられ、決算書・予算書、事業報告・事業計画、苦情解決、諸規程集、直近の第三者評価結果などが惜しみなく開示されており、誰でも自由に閲覧できる環境が整備されています。地域に向けては、施設の広報誌「童園だより」と後援会報誌「風見鶏通信」が発行され、様々な取組やイベントの紹介など施設の情報が積極的に発信されています。施設内部に目を転ずると、運営会議録や職員会議録などの会議録は職員であれば誰でも閲覧することが可能となっています。運営全般についての透明性の担保に常に注意が払われ、積極的に取組まれていることが確認されました。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】  
 経理規程並びに経理規程施行細則に基づいた経理や取引が公正に行われ、職務分担表には担当職員が明記された上で職員に周知されています。内部経理監査は毎年度2回実施され、当該監査報告書も整備されています。経理に関しては、外部の税理士事務所に委託して月次監査並びに決算監査が実施され、適正な会計処理が実施されています。しかしながら、令和3年度決算（資金収支計算書）によると、人件費支出の一部科目について予算を超えた支出がなされています。本来であれば3月に補正予算を組むなどの手続きが必要であり、そのようなアドバイスをすべきは業務委託先の税理士事務所であると考えられます。次年度以降、同様のミスが発生しないことを望みます。

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
------------------------	--	-------------

①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】  
 中・長期計画の中に、児童処遇の基本方針の具体的内容のひとつとして「地域における子育ての支援」が明記されています。施設の子どもたちのみならず、地域におけるすべての子ども家庭を支援すべく、可能な範囲でショートステイやトワイライトステイといった子育て支援に取組まれており、それらの支援実績が事業報告にも反映されています。地域貢献や社会体験を目指した地域行事への参加や社会勉強の機会が重視され、ホーム毎の事業計画には子どもの意見を尊重しながら、町内の花見会や子ども会親睦会、地蔵祭りなどの行事参加が計画された上で実施されています。

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】  
 「ボランティア受け入れマニュアル」が整備され、ボランティア希望者への対応マニュアルやボランティア受け入れ基本姿勢、事前説明会、ボランティア申込書の書式などが明文化されています。コロナ禍のもとで、ボランティアの受け入れにも制約が伴ってきましたが、ピアノや学習支援、縫物、アイロンがけなどの多彩なボランティア受け入れ実績が認められ、記録にも残されていました。また、ボランティア団体「三〇会」による海水浴等の行事ボランティア活動も行われています。今後のアフターコロナを見据え、ボランティアの受け入れについても積極的に取組まれることが期待されます。

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
-----------------------	--	--

①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
---	---	---

【コメント】  
 要保護児童対策地域協議会の一新校区版と位置づけられるような組織づくりが目指され、校区の社会福祉協議会や自治会、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成協議会のほか、小中学校や幼稚園・保育所、警察、医療機関、消防といった幅広い諸団体・諸機関のネットワークづくりに取組まれています。施設にとって必要な、地域の社会資源が明示された上で、施設の家計支援専門相談員や里親支援専門相談員、心理療法担当職員といった専門職が積極的に関与する活動が予定されています。これら一連の取組については明文化され、職員に周知されていますが、職員自己評価結果の中には、ネットワーク化の難しさや社会資源に関する周知の不十分さを指摘する声も聞かれます。地道な活動が継続されることによって、職員の理解がより深められるものと考えられます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
--------------------------	--	--

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
---	--------------------------------	---

【コメント】

家庭支援専門相談員のうち1名が地域支援員として配置され、地域に関する相談窓口となり、地域の福祉ニーズの把握に奔走されています。校区の社会福祉協議会やまちづくりの会の会議や行事に積極的に参加しながら、必要とされる福祉ニーズの発見に努めるほか、他法人の児童家庭支援センターの見学を通じて、活動のヒントや様々な気づきを得るための努力が窺えます。令和5年度から、このような取組に重点が置かれる方針で、地域の福祉ニーズが把握された後に公益的事業への着手が予定されています。地域に開かれた施設づくりが常に意識されていることが評価されます。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】  
 コロナ禍の影響により控えめな活動を強いられてきましたが、公益的な取組は継続されています。一新校区社会福祉協議会による月1回の「ふれあい弁当」の調理及び配食拠点への配達業務のほか、施設職員による週1回の小学生の下校時の見守り活動が継続的に実施されています。さらに、子どもたちと施設職員で構成された「風見鶏」というボランティアグループが、校区のまちづくり会と協力して国指定天然記念物である「藤崎台のクスノキ群」周辺の清掃活動にも取組んでいます。今後、新たに配置された地域支援員が中心となり、中学校の不登校児の支援や夏休み期間中の公民館での学習支援といった新規事業に取組むばかりでなく、将来的には子ども食堂の開設も視野に入れられています。

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
-------------------------	--	-------------

①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
---	---	---

【コメント】  
 子どもの最善の利益を基本とした養護を行うこと、子どもたちの権利を守ることが理念の冒頭に掲げられています。また、事業報告の中には、子どもの権利条約に謳われている子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を保障することを基本とした児童養護が行われていることも記述されています。職員会議などの場を用いて「職員業務必携」の中に記載された職員倫理綱領を読み合せたり、権利ノートを活用しながら、自他の権利について子どもたちが正しく理解できるような指導に臨まれています。子どもへのアンケートの中の「施設の大人から、あなたは大切にされていると感じるか」という質問に対して、「はい」という肯定的な回答が85%を占めていました。当該結果は、職員の日々の努力の賜物であると評価されます。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】  
 「できるかぎり良好な家庭的環境」を整備する観点からホームの地域分散化と小規模化が推進され、生活の場として相応しい住環境が提供されています。プライバシー保護及び個人情報に関するマニュアルが整備され、職員倫理綱領の中で謳われているように、子どもの安心安全な生活を守るため、一人ひとりのプライバシーが尊重され、秘密保持に努められています。「入所のしおり」の中でも、子どものプライバシーに関する考え方が説明されていることが確認されました。子どもへのアンケートの中の「ここでのくらしでは、あなたのプライバシーは守られているか」という質問に対して、「はい」という肯定的な回答が8割以上を占めていました。子どものプライバシー保護に配慮した養育や支援の実践が認められます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
--	--	--

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
---	---	---

【コメント】  
 利用者向けの「生活のしおり」がリニューアルされています。画像やイラストが一新されるとともにルビを多用するなどして、さらにわかりやすい説明が心掛けられています。以前よりもやわらかな、温かな印象を与えるつくりとなっています。施設のルール遵守については、より目立つように、ひと回り大きな赤色のフォントが用いられるといった工夫も見られました。児童処遇の基本方針、子どもの権利擁護に関すること、意見・要望がある時の仕組（苦情解決の仕組）といった重要事項は当該しおりの前半部分に記載され、誰でも理解できるように丁寧に説明されています。また、施設利用希望者の見学等には随時対応され、その際の記録も残されています。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	--	---

【コメント】  
 養育・支援の開始時やその過程において、ホーム担当者が「入所のしおり」を用いて丁寧な説明を心掛けています。幼児や低学年児用には「藤崎台童園へようこそ！」という冊子が作成され、施設生活のルールがイラストとともにわかりやすく紹介されています。障害を有する児童が増加傾向にある現状に鑑み、保護者との面会などのルールや入所上の注意、園の生活に関する事項といった主要項目については、誤解のないように説明が重ねられています。入所の際、保護者から同意書を取った上で保管することが決められており、そのことは当該しおりにも明記されています。



③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「措置変更による引き継ぎ書類」と名づけられたシートがあり、措置変更の経緯、施設での様子、学校での様子、問題行動等についての記入欄があり、他施設や家庭への移行時の養育・支援の継続性に配慮した文書が作成された上で適正に保管されています。また、継続的支援に向けた取組が事業報告の中に記載されています。児童の卒園後も、職業指導員が中心となって定期的に連絡を取り合い、必要とされれば卒園生の相談にのるほか、経済的支援や再就職支援などのアフターケアとともに、児童相談所や学校などとも連携しながら自立支援に取り組まれています。法人の自立支援基金を原資として、就学及び進学に係る費用を卒園生に対して支援している実績が確認されました。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>個々の子どもの状況に応じた処遇確保が必要とされるため、個別対応職員が担当保育士と連携しつつ、子どもとの個別面談を実施して意見等を聴取しています。また、日常生活における様々な場面での、子どもたちへの積極的な声掛けが意識して行われ、子ども一人ひとりの思いを聴き取る努力が積み重ねられています。さらに、ホーム会・こども会議が月1回開催され、子どもが自分の意見を自由に表明できる機会が設けられています。結果として、子どもの生活面での落ち着きや情緒面での安定が得られており、子どもへのアンケートの中の「この施設は暮らしやすく、安心して生活できるか」という質問に対して、「はい」という肯定的な回答が8割程度を占めていました。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「苦情解決の仕組み」と名づけられたマニュアルが整備され、苦情解決の流れがわかりやすく説明されています。苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名とそれぞれの連絡先が明記されています。子どもたち向けの「意見や要望がある人へ」という説明文の中のすべての漢字には、丁寧にルビが振られています。ホームページの情報公開のページには「苦情解決」の項目が設けられ、上述の苦情解決体制のほか、苦情処理委員会規程や苦情解決結果についても躊躇なく公開されています。ここでもブレることなく、開示主義が徹底されていることが高く評価されます。なお、子どもからの投書内容に応じて、月1回開催されるホーム長会・全大会での説明や指導が実施されています。</p>		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの最善の利益を図るという基本理念に基づき、その意見を尊重するために意見箱が設置され、子どもの意向や意見を聴取して児童の処遇に反映するという姿勢が貫かれています。前回の第三者評価結果を受けて、意見箱は子どもたちが利用しやすい場所に移動されています。また、「こども会議」が月1回開催され、子どもが率直な意見を自由に表明できる機会が保障されています。子どもへのアンケートの中の「ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っているか」という質問に対して、「はい」という肯定的な回答が約8割を占めていました。</p>		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの権利擁護と意見表明権の保障が重要な課題として認識されていることが端緒となり、子どもが主体となって、子どもたちの意見が反映された各ホームの事業計画が策定されています。職員の年間目標（チーム目標）が明示された上で、「私たちの作りたい生活」が具体的に述べられ、目指していること、具体的な取組内容、年間行事予定が話し合いの結果として決定されています。安心・安全な環境づくりや子どもの主体性や自立性の尊重、地域貢献といった視点は共通しており、それらが活動内容に反映されるとともに、支出予算額も計上されています。このような取組を通じて、日々の養育・支援の質の向上が図られていることが高く評価されます。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】		

リスクマネジメントに関する責任者が明確化され、安全委員会による体制が整備されています。年2回、警備会社より刺股の訓練実施が行われ外部からの侵入を想定された実演による指導が行われています。また、事故発生時の対応と安全確保については手順マニュアルが整備され、ヒヤリハットの提出がなされ、月1回集計の上、分析と再発防止を検討した結果が職員会議にて報告されています。ヒヤリハットの年間集計はされていませんが、現在、安全委員会を中心とした対策実行後に再度情報収集し、有効性の追求評価を実施され可視化されるなど組織全体での取組が行われています。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	---	---

【コメント】  
 感染症・健康管理委員会を中心に感染症の予防対策が講じられています。くまもと産業医サービスより講師派遣を受け勉強会を年2回開催されています。新型コロナ感染症については随時、感染予防につながる情報を発信・掲示されています。また職員は「新型コロナ対策マニュアル」「コロナ対策体温確認表」「消毒チェック表」に基づき感染防止に向け実施されています。現在、次年度に向け熊本県養護協会看護師連絡会と協同され感染対策マニュアル作成へ取組まれています。養護施設での実践を振り返り情報共有がなされ、子どもの安全確保について体制整備に取組まれていることは高く評価されます。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】  
 各種マニュアル（地震・火災・風水害）が作成され、定期的な訓練の実施と、3日分の非常食等が備蓄されています。毎月避難訓練と年2回は夜間を想定した訓練の実施と振り返りを行い、気づきや改善点の職員への周知徹底がなされています。現在、備蓄はそれぞれの場所で保管されていますが、今後備蓄庫の新設を予定されています。緊急時の保護者や関係機関への連絡は、各ホームに一覧表が設置され、自治会の会議にも参加し、災害時の情報共有が常に行われています。今後想定されるリスクの確認や、優先して復旧する業務の確認、初動対応までの業務等を想定した「事業継続計画」（BCP）の作成が期待されます。

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
----------------------------	--	-------------

①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】  
 標準的な支援方法がマニュアル化され、職員は業務必携やパソコン内で常に確認ができます。個別的な自立支援計画に基づき標準的な実施方法に沿った療育・支援が行われていることが記録や業務日誌より確認できます。不適切な養育支援や支援にそぐわないケースを発見した場合、リーダーに報告し主任、統括より改善指導等の体制が整備されています。キャリアアップ教育の際には、各職員へ困りごと等を確認する体制が整えられています。対応困難な事例がある場合は毎月のケース検討会議にて職員間で話し合いが行われています。施設の決まり事や約束について、子どものアンケートの中には「それぞれ職員の言うことが違うためトラブルになる」との意見もあります。療育・支援の実施方法では担当職員に委ねられ対応に差異が生じることが窺えます。差異を最小限にとどめ職員間の共通認識を高めるための取組が望まれます。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
---	----------------------------------	---

【コメント】  
 標準的な支援の実施方法については、随時見直されています。各ホームでのゲームについては、子どもたちが自主的に計画を守るように話し合いが行われています。ゲーム機をインターネットで繋がなくてもホーム内の少人数なら繋がせてほしいとの要望があり、ルールを子ども主体で話し合いが行われています。ホーム長会議では高校生や中学生が参加し要望を伝える仕組みができています。子どもの支援を通じて各種マニュアルが見直されていますが、見直された日程や、施行日の記載が確認できませんでしたので、療育・支援の質に関する見直しをいつ行ったのか、職員の共通意識を育むためにも見直しの仕組みが整備されることを望みます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
---------------------------------	--	--

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】  
 社会的養護ケースアセスメント（「子どもの状態像把握」「育成歴」）作成の手法が確立され自立支援計画が策定されています。自立支援計画書事前聞き取りシートが作成され、子どもの一人ひとりの具体的なニーズが記載されています。自立支援計画はホーム職員、ホームリーダー、心理療法担当職員で協議・作成され統括主任保育士・園長によって確認されています。議事録は職員各自で保管され、会議の日時や参加者、会議で決定したことの再確認、今後の方向性を定めた内容等を不参加の職員へ周知するツールとして活用されています。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
---	-----------------------------	---

【コメント】

<p>自立支援計画を定期的に評価・見直しする体制が整っています。長期目標は1年ごと、短期目標は学期ごとの見直しと、育成記録に記載する際に変更の必要性がある場合は次の学期で自立支援計画を見直されています。自立支援計画の立案については入職時と年間を通じて勉強会や個別指導が行われています。自立支援計画を見直す場合もホームリーダーに確認後、関係職員との協議、統括主任保育士、園長と全職員で共有されています。ただし、マニュアルには自立支援計画を緊急に変更する際の仕組みが反映されていませんでしたので、緊急に変更する場合の手順と関係職員への周知方法等が明示されることが望まれます。</p>		
<p>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>【コメント】 養育・支援の実施状況については業務管理システムを活用され書式は統一されています。職員はID、パスワードを入力し記録され保管されています。また、児童相談所から聞き取った内容は独自のシートに記載され、別のファイルに保管され、パソコン内の資料を確認することで職員間での情報共有の体制が整備されています。子ども一人ひとりに対する療育・支援の実施状況の記録は自立支援計画内容に沿っていることや、詳細な内容の記載があり自立支援計画の評価・見直しに反映されています。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>【コメント】 個人情報保護規程が定められ記録の管理体制が確立されています。個人情報や基本台帳については事務所の鍵付キヤビネットにて保管がなされています。また廃棄に関しては、機密文書を取り扱う会社へ廃棄を依頼され溶解処理完了まで見届けられています。保護者への緊急連絡網などの個人情報は各ホームのリーダーが責任者となり、職員室で管理されています。情報開示の取り扱いは施設で十分に協議され、情報開示され、書類の回収等の取り扱いにも慎重に対応されています。また、情報を伝える場合には、子どもや保護者へ確認と内容が養育記録に記載されています。個人情報保護の取り扱いについては入職時に説明があり、その後は職員と業務必携について記載されています。</p>		

## 内容評価基準（24項目）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】 子どもの権利擁護については入園のしおりや概要に記載され、入園時には「権利ノート」を活用され子どもに対して権利についての説明がなされています。権利ノートは子どもたちが個々で管理されいつでも振り返りをすることができます。職員の研修でも「アドボケート研修」に参加され他の職員にも周知徹底されています。施設内の見学の際には職員は常に子どものありのままの姿を受け止める声かけをされ、その後他の職員へ些細なことを申し送りされ情報共有等がなされていました。職員自己評価結果において、全体で更なる研修を実施して欲しいとの意見もあり、職員の権利擁護についての意識と理解を高めている姿勢が窺えます。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>【コメント】 子どもの年齢や個性に応じた自他の権利について、理解を促す取組が行われています。「言って欲しくないこと」「伝えても良いこと」を子どもに確認し、職員には「こういう所を見てほしい、気づいて欲しい」等を申し送り情報共有がなされています。また子どもも、自分たちで話せる人を見つけ出すことができるエンパワメントを意識し、見守り介入されるなどのプロセスが踏まれています。医療機関から退院後の施設での過ごし方や子どもたちとの関わりについては、まず本人に意向を確認し、施設の子どもたちにも伝える等、思いやりのある接し方を学べる環境が整っています。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p>		

自分の生い立ち・家族の状況について知りたいと言ってくる子どもと一緒に乳児院を訪れるなど、振り返る体制が整えられています。別の親族を実の親と思い込んで成長した子どもへの対応については十分に協議され、子どもの思いや伝えるタイミングに配慮し、思い込みを塗り替えて行くための情報や認知における専門的な対応がなされています。また、アルバムや思い出BOXがあり成長の記録が整理されています。職員自己評価結果の中には、ライフストーリーに力を入れたい、充実させたいとのコメントがあり、子どもの成長に丁寧に取組まれている姿勢が窺えます。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

【コメント】

不適切な関わりへの防止と早期発見に取り組まれています。子どもとの関わりの中で職員も疲弊することがあるため、職員間で声掛けや目撃した際は主任へ相談、さらに統括へ相談し指導が行われています。職員は状況に応じてクールダウンや自己覚知を行い反応しないようにしていますが、ホームにおいて職員が一人での対応が難しい場合もあり、現在の課題として体制づくりや職員のメンタルケアに取り組まれています。また、子どもが自分自身の身を守るために不適切な関わりを具体例を知ること、子ども自らが訴えることができるよう周知され、職員はサインを見逃さないように十分注意されています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

【コメント】

子どものそれまでの生活との繋がりを重視し、不安軽減が図られています。慣らし保育の実施や、オンライン形式での施設見学を活用し、部屋を見てもらうなどコロナ禍においてもイメージしやすいように支援されています。また、担当する職員が足を運び顔合わせを行い、同じ職員が関わるなど不安が解消できるよう配慮がなされています。「新しい生活のはじまり」や子どもの権利ノートを活用し権利擁護についての学習会が開催され、年齢が低い子どもはイラスト付きで説明されています。「担当の姉さん・兄さんに相談」「その他の姉さん・兄さんに相談」「意見箱」を通じて自分の意見を言えることが分かりやすく解説されいつでも相談できる体制が整っています。

② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

職業指導員を中心として、退園した子どもが安定した生活を送れることができるよう支援体制が整えられています。退園生を交えた新年会がコロナ禍の影響で3年間実施できていませんが、退園後も職員がSNSなどを通じて連絡を取り合い相談に繋げるほか、家庭訪問した上でアパートの生活状況を把握し支援を行うなど積極的な支援が行われています。退園の際には「巣立ちのための60のヒント」が一冊ずつ手渡され、「ブリッジフォースマイル」「トナリビト」等、福祉の支援につながるため情報提供がなされています。また、司法書士会よりSNS、クレジットカードの使用についての研修も行われています。日頃から警察や自治会との連携が図られています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者  
評価結果

① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

a

【コメント】

職員は子どもに受容的・指示的な態度で寄り添い、子どもとともに課題に向き合われています。子どもが抱える課題は個別のかつ多様であることから、時間をかけて職員の知識や経験や感性に基づいた対応がなされています。突然施設から外へ出て行ってしまうなどの行動に対して叱咤するのではなく、背景や子どもの思いを受け止めて理解に努め、児童相談所や警察と連携しながら対応しています。また子どもの心情に配慮し、注意された際に拒否反応を示す場合は、言葉で「これは怒っていない」ことを伝えるなど寄り添いながら信頼関係が構築されています。

② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

a

【コメント】

日常生活において、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるような体制が整えられています。各ホームの職員が一定の裁量権を有し、子どもの要望や話し合いを見守り、秩序ある範囲での意見の尊重がなされています。判断に迷うときはリーダーに相談し対応がなされています。また、子どもの発達段階や状況に応じた基本的欲求を把握し、対応することができています。夜に目が覚める子どもが安心できるよう低年齢の子どもと一緒に就寝する、抱っこする、手伝いを見守る、一緒に買い物に出かける等、心理的欲求を満たせるような取組が行われています。

③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

a

【コメント】 ホーム長会議や子どもたちでホームのルールについて話し合いを見守る姿勢が大切にされています。職員に意見を求められたら回答する、その実現が難しい場合は丁寧な説明がなされています。また、部活動や施設の行事が重なる場合等も、どちらを優先したいのか子どもの意向が確認され、尊重されています。日頃、朝の準備がゆっくりの子どもには登校時間に間に合うように支援したくなりがちですが、子どもが自分でしたいという気持ちを大切に失敗により学ぶ機会が失われないように日頃から職員間で情報共有がなされ見守る姿勢を大切にされています。		
④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】 発達段階に合わせた遊具やゲームの時間、余暇時間が確保されています。ただし、コロナ禍で行動制限があったため、子どもへのアンケートでは外出の制限にストレスを感じているとの意見がありました。それらを理解された上で、施設の中でできることは何かを考え実践されていますが、個々の意向が異なるために「強制的に参加させられている」と回答するアンケート結果もありました。職員自己評価結果では、発達の保障について社会資源をどのように活用するかわからないとの意見もありました。今後、子どもの学びや遊びを保障するために資源（専門機関やボランティア）等が十分に活用され、社会資源の情報収集・交換に取組まれることが期待されます。		
⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
【コメント】 日常生活の中で基本的な生活習慣が確立できる療育支援が行われています。近年、インターネットトラブルが多く発生しており、インターネットリテラシーが必要とされています。そのような状況のもと、施設では職員が勉強会を行い、子どもたちにはSNSの取り扱いについて個別に説明が行われ、してはいけないことなどの説明が行われています。また、日常生活を営む上で基本的な生活習慣の確立のため、発達の段階に応じて入浴で清潔を保つための声掛けや、アイロンがけ、部屋の片付けや飾り付けなどを促し、必要な知識や技術の習得に繋がっています。好みのシャンプーや洗剤をホームで統一するのか、個々に自己管理するか等話し合いが重ねられています。		
(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
【コメント】 給食委員会やチャレンジクッキング等で、美味しく楽しみながら食事ができるよう工夫されています。食事は全ホームの状況や残食が確認できる共有フォルダーがあり、一括管理がされています。チャレンジクッキングが月1回開催され、何を作るかというアンケートが取られています。食事時の携帯電話使用のマナーについては、携帯電話を別のところにおいて食事を摂るなど食事時の雰囲気やコミュニケーションの場を大切にされた声掛けや取組みが実施されています。具合が悪い時などは子どもに自室で食事をとってもらい、食物アレルギーについても情報共有され除去食等や代替食等で対応がなされています。		
(3) 衣生活		
①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】 子ども一人ひとりに合わせて、自己表現できる衣類の購入ができるよう支援されています。季節に応じた衣類の調整や購入の際は、職員と一緒に購入に向くのが難しい場合もありますが、期間を設けて対応がなされています。最近では個人の嗜好にあった衣類を購入できるようにインターネットを活用し、小遣いの範囲で購入を検討するなど工夫されています。小遣いの範囲内で子どもたちが管理できるように、支払いの際は子どもがコンビニ払いを選択できるよう取組まれています。衣類管理は個々の居室で整理整頓がなされており、洗濯物も居室やホール、外に干すなど清潔保持できるよう支援がなされています。		
(4) 住生活		
①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
【コメント】 居室は整備され十分な広さが確保されています。机も十分な広さがあり、好きなものを飾るなど個人の空間が確保されています。ホームによっては建物の構造で寒さを感じる部屋もありますが、衣類の調整、暖房等で対策がなされています。共有スペースは清潔に保たれ、居室も整理整頓がなされ清潔感を感じます。また、個人管理のものは部屋で管理するほか、定期的に掃除を行うことで掃除の習慣化がなされています。		
(5) 健康と安全		

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>医療機関や療育センターとの連携が行われています。放課後等デイサービスの利用もあり、自立支援計画作成に担当職員が参加されています。また個々の症状に合わせて医療機関受診と連携が図られ、医療機関を退院してくる際の配慮がなされています。身体的な配慮を要する場合には子ども本人の意向を確認し、ホームでの生活や他の子どもたちにどのように伝えるかを何度も話し合い職員間でも情報共有がなされ、幾つものプロセスを経て子どもに伝えることで、ホームでの生活を安心して送れるように配慮がなされています。さまざまな疾患について医療機関から得た情報を、職員が朝礼や各ホームで情報共有する機会を設けるなどの工夫がなされています。</p>		
(6) 性に関する教育		
①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>【コメント】</p> <p>研修会や学習する機会を設けて正しい性の知識について習得できる体制が整えられています。研修を受けた職員が職員研修で報告し、周知されています。年齢が低学年の子どもには話の会で紙芝居、絵本、人形を使って説明がなされ、小学生は男女別で集まり説明が行われています。また、高学年には個別に対応するなどの相手を尊重した対応がなされています。学習後は各ホームの職員が振り返りを行い、どのように理解したかなどを把握し情報共有がなされています。集団生活の場面で性的な加害・被害などが起きないように、園での死角はどこかに注視しながら職員の見守りが行われています。</p>		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>不適応行動に対して適切な対応がなされています。不適切行動の背景を職員が理解し、自立支援計画にも記載され取組が反映されています。また、根気強く関係機関を交えて話し合いが行われるほか、状況が随時報告され対応がなされています。職員に対する暴力が振るわれるなどした場合、衛生委員会やストレスチェック、産業医への相談を行うことができる体制が整えられています。また、各ホームでは夜間に担当職員が1人の場合もあり、困難な状況に置かれた場合の応援体制について検討されていますが、職員自己評価結果では十分ではないとの意見もあり、精神的負担の軽減に繋げられるような取組が期待されます。</p>		
②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>「生活のしおり」には意見要望がある時の仕組が分かりやすく記載されています。いつでも誰にでも相談できる体制が整えられ、施設全体で取組む体制が整えられています。いじめが発覚した場合は、職員がすぐに2名で介入しそれぞれに声掛けを行い対応されています。いじめ・いじりで悪いことは悪いと伝える姿勢があるほか、すぐにSOSを出せる関係性の構築が心掛けられています。職員も対応について振り返りを行い、再発しないように取組が行われています。職員自己評価結果では、生活グループの構成がうまくいっていないとの声も聞かれました。</p>		
(8) 心理的ケア		
①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>心理療法担当職員を中心とした心理的ケアが行われています。面接や箱庭療法を行う空間も整えられています。また、自立支援計画作成のアセスメントより関わり分析がなされ、自立支援計画にも反映され職員全体に周知されています。児童心理治療施設こどもL.E.Cセンターや施設内との事例検討会議、職員間の相談助言や保護者への心理的支援がなされています。心理療法担当職員については、令和5年度から常勤2名体制の予定があり、さらに充実した支援体制の整備に取組まれています。</p>		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>学習習慣が身につけていない子どもには声掛けを行い、習慣化することで学習支援が行われています。コロナ禍以前は学習ボランティアの協力もありましたが、現在は感染防止のため導入に至っていません。そのため学習支援は各ホームでの職員が中心となって支援されています。そのような状況の下でも、椅子に座って机に向かう練習に取組んだり、学力について課題がある子どもについては強みを活かして塗り絵やカレンダーなどに取組んだりする子どもの姿が見られます。職員自己評価結果の中には、学習スペースの確保や学習支援に関わる職員の時間確保が難しいとの意見もありますので、学習ボランティアや地域の学習塾等の活用によって子どもの意欲を引き出し、学習機会を確保するための工夫が望まれます。</p>		

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】 進路選択という子どもの自己決定について学校、保護者、ホーム担当職員、職業指導員と連携を図りながら、きめ細かな相談や話し合いがなされています。進路変更の際には、通信制の情報やアルバイトとの両立についても職員が相談に乗り、一緒に検討がなされています。高校生の自立支援では将来の進路に向けて奨学金の説明をしたり、自立に向けたアパートでの生活費の説明などが行われています。また、退所後の自立支援として設立された「平野松枝・柳原信子自立支援基金」を原資として、経済的支援が見込まれない児童に対する就学及び進学に係る費用の支援がなされています。</p>		
③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 アルバイト等の機会を通じて社会経験の蓄積に取組まれています。実習先や体験先の開拓は行われていませんが、アルバイトの声掛けやアルバイト先への連絡等は子ども自らが行っています。アルバイトを通して責任感を培い、遅刻・早退無断欠席をするとアルバイト先の信頼を失い、就労の継続が困難になるなどの社会の仕組みやルールを学ぶ大切な機会となっており、子どもが自らアルバイト先に連絡を行って日程調整がなされています。自立に向けて、バイクや自動車免許取得のために自動車教習所に通い、免許取得に励んでいる子どももいます。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>【コメント】 施設では家族との信頼関係構築に努め、家族からの相談に応じる体制を確立しています。集団生活のため面会時間や金銭の管理で制限はありますが、状況に応じた面会の対応や、金銭管理を通して家族との時間を過ごせるように配慮されています。家族との対話については記録されており、職員会議での情報共有にも活用されています。家庭支援専門相談員を中心として児童相談所との連携を行い家庭復帰への支援が行われています。また、熊本市里親支援専門相談員の主催で里親の団欒の場として「菜の花カフェ」サロンが開催されています。熊本市内の各施設（乳児院・児童養護施設）協力のもとで開催され、里親の横のつながりを作るきっかけともなり、相談体制や里親支援に積極的に取組まれています。</p>		
(11) 親子関係の再構築支援		
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 家庭支援専門相談員を中心として、親子関係の再構築のために児童相談所や関係機関等の連携が図られ支援が行われています。親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えており、家庭復帰や再発防止のためにも家庭支援専門相談員を中心とした段階的な取組みが導入されています。関係再構築のために親子の面会、外出、一時帰宅など児童相談所と連携が図られています。さらに、親子関係について気持ちの整理ができるよう児童相談所と施設での心理職員の面談が定期的に行われ、施設全体で共有された取組みがなされています。対応状況は詳細に記録され、パソコンの共有フォルダ内で管理され職員間での情報共有が努められています。</p>		